

新型コロナウイルス感染症対策分科会（第1回）

日時：令和2年7月6日（月）

13時00分～14時30分

場所：合同庁舎8号館1階講堂

議 事 次 第

1. 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策分科会の設置
- (2) 最近の感染状況と当面の対応
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策の現状と課題
- (4) 次回以降の進め方

(配布資料)

- | | |
|-----|--------------------------|
| 資料1 | 新型コロナウイルス感染症対策分科会の設置について |
| 資料2 | 最近の感染状況と当面の対応 |
| 資料3 | 新型コロナウイルス感染症対策の現状と課題 |
| 資料4 | 構成員提出資料（たたき台案） |
| 資料5 | 次回以降の進め方 |

参考資料1 基本的対処方針

参考資料2 屋内イベントの開催のあり方に関する検討会

参考資料3 AIシミュレーション事業

新型コロナウイルス感染症対策分科会の設置について

1. 設置根拠

「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について」（新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定）（抜粋）

3 分科会

(1) 有識者会議は、次の表の上欄に掲げる分科会を開催し、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について検討する。

名称	新型コロナウイルス感染症対策分科会
検討事項	新型コロナウイルス感染症対策に関する事項（ワクチン接種に係る事項を含む。）

(6) 有識者会議は、有識者会議の長が認める場合は、分科会の議決をもって有識者会議の議決とすることができる。

2. 主な審議事項

(1) 感染動向のモニタリング

(2) ワクチン接種のあり方、接種の優先順位

(3) 「次の波対策」を含めた今後の新型コロナウイルス感染症対策

- 検査体制、医療提供体制の強化
- 保健所機能・サーベイランス等のあり方
- 市民生活、事業活動における留意事項
- リスクコミュニケーションのあり方
- 研究推進体制や疫学情報共有のあり方

など

3. 議事、会議の記録の取扱い（案）

- 特定の個人や企業などに関する感染状況を取り扱うことが想定され、また、構成員の間における自由かつ率直な議論が妨げられないことがないよう、議事は非公開とする。
- 会議後速やかに議事概要を取りまとめ、各構成員の確認・校正を受けた上で公表する。議事概要には発言者名を記入する取扱いとする。

- 議事概要とは別に速記録を作成し、各委員の確認・校正を受けて保存する。速記録については非公表とする。なお、保存期間は10年とし、歴史的緊急事態に該当するため、保存期間満了後は国立公文書館に移管することとなる。移管後は原則公表扱いとなる。

新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について

平成 24 年 8 月 3 日
新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定
令和 2 年 3 月 26 日
一部改正
令和 2 年 7 月 3 日
一部改正

新型インフルエンザ等対策の円滑な推進のため、新型インフルエンザ等対策閣僚会議の下に、新型インフルエンザ等対策有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催する。

1 新型インフルエンザ等対策有識者会議

- (1) 有識者会議は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣に対し述べることとする。
 - ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 6 条第 5 項の規定に基づく意見。
 - ② ①に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るために必要な意見。
- (2) 有識者会議は、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者(以下「学識経験者」という。)の中から内閣総理大臣が指名する構成員 40 人以内をもって構成する。
- (3) 内閣総理大臣は、構成員の中から有識者会議の長及び有識者会議の長の代理(以下「長代理」という。)を指名する。
- (4) 長代理は有識者会議の長を補佐し、有識者会議の長に事故があるときは、長代理を有識者会議の長とする。長代理が 2 人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣が定めた順序で、有識者会議の長とする。

2 基本的対処方針等諮問委員会

- (1) 有識者会議の下に、基本的対処方針等諮問委員会(以下「諮問委員会」という。)を開催する。諮問委員会は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣又は法第 16 条第 1 項の新型インフルエンザ等対策本部長に対し述べることとする。
 - ① 法第 18 条第 4 項に基づく意見。
 - ② ①に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の発生時の対策に関する必要な意見。
- (2) 諮問委員会は、有識者会議の長及び長代理並びに内閣総理大臣が指名する有識者会議の構成員をもって構成し、その総数は、有識者会議の長及び長代理を含め 20 人以内とする。
- (3) 諮問委員会の長は、有識者会議の長をもってこれに充て、諮問委員会の長の代理は、長代理をもってこれに充てる。
- (4) 1(4)の規定は、諮問委員会の長の代理について準用する。
- (5) 内閣総理大臣において特に緊急を要するため諮問委員会の構成員に参集を求めるとまがないと認めるとき又は参集するよう努めたにもかかわらず、なお構成員の過半数が出席できないときは、内閣総理大臣は、法第 18 条第 4 項に基づく意見を諮問委員会の長から聴取するものとする。
- (6) 諮問委員会の長は、(5)の規定により、意見を述べたときは、その旨及び意見の内容を次の諮問委員会において報告しなければならない。

3 分科会

- (1) 有識者会議は、次の表の上欄に掲げる分科会を開催し、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について検討する。

名称	医療・公衆衛生に関する分科会	社会機能に関する分科会	新型コロナウイルス感染症対策分科会
検討事項	医療等の提供体制の確保に係る事項等医療・公衆衛生に関する事項（新型コロナウイルス感染症対策分科会の検討事項を除く。）。	登録事業者の登録基準に係る事項等社会機能に関する事項（医療・公衆衛生に関する分科会及び新型コロナウイルス感染症対策分科会の検討事項を除く。）。	新型コロナウイルス感染症対策に関する事項（ワクチン接種に係る事項を含む。）。

- (2) 分科会に属すべき構成員は、有識者会議の構成員の中から内閣総理大臣が指名する。
(3) 内閣総理大臣は、当該分科会に属する構成員の中から分科会の長を指名する。
(4) 分科会の長に事故があるときは、当該分科会に属する構成員のうちから内閣総理大臣があらかじめ指名する者を分科会の長とする。
(5) 内閣総理大臣は、分科会に、特別の事項を検討させるため必要があると認めるときは、学識経験者の中から臨時構成員を指名することができる。
(6) 有識者会議は、有識者会議の長が認める場合は、分科会の議決をもって有識者会議の議決とすることができる。

4 構成員の参集

内閣総理大臣は、有識者会議及び諮問委員会を開催するため、構成員の参集を求める。

5 関係行政機関の責務

関係行政機関は、有識者会議、諮問委員会及び分科会（以下「有識者会議等」という。）の運営に最大限協力するものとし、正当な理由がない限り、有識者会議等からの資料提出及び説明聴取等の要請を拒むことはできないものとする。

6 意見の開陳等

有識者会議等の長は、必要と認める者に対して、有識者会議等への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

7 庶務

有識者会議の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。ただし、医療・公衆衛生に関する分科会に係るものについては、関係行政機関の協力を得て、内閣官房との連携の下に厚生労働省において処理する。

8 その他

1から7までに定めるもののほか、有識者会議等の運営に関し必要な事項は、有識者会議等の長が定める。

令和2年7月3日

新型コロナウイルス感染症対策分科会の構成員

- | | |
|-------|--------------------------|
| 石川晴巳 | ヘルスケアコミュニケーションプランナー |
| 石田昭浩 | 日本労働組合総連合会副事務局長 |
| 今村顕史 | 東京都立駒込病院感染症センター一長、感染症科部長 |
| 太田圭洋 | 日本医療法人協会副会長 |
| 大竹文雄 | 大阪大学大学院経済学研究科教授 |
| 岡部信彦 | 川崎市健康安全研究所長 |
| 押谷 仁 | 東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授 |
| ◎尾身 茂 | 独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 |
| 釜菴 敏 | 公益社団法人日本医師会常任理事 |
| 河本宏子 | ANA 総合研究所会長 |
| 小林慶一郎 | 公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹 |
| 清古愛弓 | 全国保健所長会副会長 |
| 舘田一博 | 東邦大学微生物・感染症学講座教授 |
| 中山ひとみ | 霞が関総合法律事務所弁護士 |
| 平井伸治 | 鳥取県知事 |
| 南 砂 | 読売新聞東京本社常務取締役 調査研究本部長 |
| 武藤香織 | 東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授 |
| ○脇田隆字 | 国立感染症研究所長 |

◎分科会長

○分科会長の代理

(以上18名)